

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、次のとおりとし、本給は月俸制とする。

(1) 本給

(2) 特別手当

2 本会が必要と認めたときは、前項に定める報酬以外の報酬を支給することができる。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(1) 本給の支給日は、毎月25日とする。

(2) 特別手当の支給日は、当年6月及び12月とする。

2 死亡、退職その他特別な事情がある場合は、前項の支給日以外の日に前項の報酬を支給することがある。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、法令に基づいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。

(本給の額)

第5条 本給の額は、次のとおりとし、会長は、これをもとに支給額を定める。

1,250,000 円

1,200,000 円

1,150,000 円

1,100,000 円

1,050,000 円

1,000,000 円

950,000 円

900,000 円

850,000 円

2 月の中途に役員受給資格の得喪を生じたときの本給の額は、前項の額とする。

(特別手当)

第6条 常勤役員の特別手当は、会長が別に定める額とする。

### 附 則

1 この規程は、平成17年11月16日より実施する。

### 附 則

1 この規程は、平成22年9月9日より実施する。

(役員給与の用語修正に伴う改正)